

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく  
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成27年5月1日

平成27年4月30日に取扱いを終了いたしました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社ヤマノホールディングス

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

①旧かねもり株式会社発行の商品券

11,000円券、5,500円券、3,300円券

②旧株式会社ヤマノホールディングスコーポレーション発行の商品券

11,000円券、5,500円券、3,300円券

3. 払戻しの申出期間

平成27年5月1日(金曜日)から平成27年7月31日(金曜日)まで

※当該申出期間に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

4. 申出の方法

住所、申出人氏名、電話番号、お振込指定金融機関名、名義人、口座番号を明記した書面と一緒に「商品券」の現物を下記※6宛簡易書留郵便にてご郵送いただく方法でお申し出てください。

なお、払戻し申出期間の最終日当日(平成27年7月31日)消印のものまでが有効となります。

5. 払戻しの方法

郵送された書類と未使用の商品券を確認し、到着月の翌10日に商品券額面金額とご負担いただいた郵送料金を加えご指定口座へ金額を振り込みます。

※6. お問い合わせ先及び払戻し申出書送付先

郵便番号 151-0053

住所 東京都渋谷区代々木1丁目30番7号

会社名 株式会社ヤマノホールディングス 財務経理部 払戻係

電話番号 03-3378-2949 又はお客様相談室 0120-145-611 (受付時間 10時から17時まで)

(土日祝日を除く)

【ご注意】

- ① 防犯上の問題から弊社店舗及び事務所での現金での払戻しは致しません。
- ② 郵送上の事故の責任には応じかねます。
- ③ 指定された方法以外でのお送りいただいた場合は送料をお支払いたしません。また、受付をお断りする場合がございます。

以上